

男鹿市告示第 1 1 2 号

男鹿市証明書等宅配サービス実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市証明書等宅配サービス実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、男鹿市（以下「市」という。）の窓口に来庁することが困難な市民に対し、市の職員（以下「職員」という。）が、証明書等を自宅に届けるサービス（以下「宅配サービス」という。）を行うことにより、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 宅配サービスの利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住民登録があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、市の窓口への来庁又は代理申請が困難と認められる者とする。

- (1) 75 歳以上の者だけで構成される世帯の者
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害を除く。）の交付を受けている者
- (3) 要介護認定を受けている者
- (4) その他前 3 号に掲げる者と同等の状態にあると市長が認め

る者

(事務取扱課)

第3条 宅配サービスの申請受付、宅配等を行う事務取扱課は、利用対象者の住所により、次のとおりとする。

利用対象者の住所	事務取扱課
船川地区	生活環境課又は税務課
若美地区	若美支所
北浦地区	北浦コミュニティセンター
脇本地区	脇本コミュニティセンター
船越地区	船越コミュニティセンター
五里合地区	五里合コミュニティセンター
男鹿中地区	男鹿中コミュニティセンター
戸賀地区	戸賀コミュニティセンター
椿地区	椿コミュニティセンター

2 前項の規定にかかわらず、申請受付は、全ての事務取扱課で受け付けるものとする。

(取り扱う証明書等)

第4条 宅配サービスで取り扱う証明書等(以下「証明書等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 戸籍の附票の写し(本籍地が市のものに限る。)
- (2) 住民票の写し
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 市県民税所得課税証明書
- (5) 市県民税非課税証明書
- (6) 固定資産評価証明書

(7) 固定資産公課証明書

(8) 納税証明書

2 前項の証明書等は、第2条に規定する利用対象者が記載されているものとする。

(申請者)

第5条 宅配サービスの申請は、利用対象者本人が行わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第3号までの証明書等は、病気等の理由により本人による申請が困難と認められるときは、本人が指定した同一の世帯人を代理人とし、申請することができるものとする。

(申請の方法)

第6条 宅配サービスの申請は、次に掲げる事項を明らかにして、第3条に規定する事務取扱課に電話又はファクシミリにより申請するものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日、電話番号及び利用対象者との続柄
- (2) 利用対象者の氏名及び生年月日
- (3) 必要な証明書等の種類及び通数
- (4) 証明書等の使用目的
- (5) 印鑑登録証明書を申請する場合、印鑑登録証番号
- (6) 第2条第2号又は第3号に該当する者が申請する場合、身体障害者手帳の種別又は要介護認定の有無

2 前項の申請の受付は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月

29日から翌年の1月3日までの日は除くものとする。

- 3 事務取扱課は、第1項の申請を受けたときは、宅配サービス受付交付記録簿（様式第1号）及び男鹿市証明書等宅配サービス申請書兼申請受付確認票（様式第2号）を作成するものとする。
- 4 生活環境課、税務課又は若美支所は、前項の内容を審査した上で、宅配サービスの実施の可否を決定するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 証明書等は、申請日の次の開庁日から起算し3開庁日以内に申請者本人に交付するものとする。ただし、申請者等の都合により3開庁日以内の交付が困難な場合は、交付日を延長できるものとする。

- 2 職員は、前条第4項の規定により宅配サービスの実施を決定したときは、申請者宅を訪問し、証明書等を交付するものとする。
- 3 職員の訪問は、原則として開庁日の午前9時から午後4時までとする。
- 4 申請者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示しなければならない。
- 5 職員は、申請者の本人確認に必要な身分証明書等を提示させ、関係法令に定めるところにより申請者本人であることを確認した上で証明書等を交付するものとする。
- 6 証明書等の交付日は、原則として申請者に交付する日とする。
- 7 申請者は、証明書等を受領するときは、手数料（男鹿市手数料条例（平成17年男鹿市条例第57号）に規定する手数料）

を支払わなければならない。

8 職員は、前項の手数料を収納したときは、領収証書（男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）様式第17号）を交付しなければならない。

（費用負担）

第8条 訪問に係る経費は、市の負担とする。

（身分証明書の携帯）

第9条 職員は、身分証明書を携帯し、申請者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。